

26外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成26年10月8日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月20日

福岡市監査委員 石 田 正 明
 同 宮 本 秀 国
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

26 外部監査公表第1号（平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号 公表）分
 （指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について）

・・・ 122件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

26 外部監査公表第1号（平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号 公表）分
 指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について

第2部 総論

第2章 監査の視点と全体的意見

第1 公の施設の管理全般について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>3 公の施設の管理・運営についての監査の視点 （意見2）</p> <p>公の施設の必要性や同施設での公共サービスの向上・充実を含めた施設の管理の方法・内容については、所管課だけではなく全庁的にまた利用者、市民や関係団体等及び指定管理者の意見を収集して、公の施設全体の視点から、指定管理者制度に縛られずに、市民のニーズに合致した公共サービスの向上・充実促進を図ることを第一として検討するとともに、必要性が認められない施設については公用廃止も含めて在り方を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（行政マネジメント課）</p>	<p>公の施設に指定管理者制度を導入するにあたっては、個々の施設ごとの設置目的等について吟味したうえで、指定管理者制度を利用することが、住民サービスの向上等に寄与する場合に導入することとしている。</p> <p>指定管理者制度導入後も、施設利用者の意見を聞いており、その中で公の施設の在り方についても検討しているところである。</p> <p>加えて、平成27年度から、モニタリングのひとつとして、全ての施設で第三者評価を行うように、平成26年5月付でガイドラインを改めており、これにより、学識経験者、専門家、利用者など第三者の幅広い意見を施設の在り方やサービスの向上に向けて、反映させていく。</p>

第2 指定管理者制度に関する事務の執行について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 選定委員会について (意見3)</p> <p>選定委員会において多数決等で「選定委員会としての最終結論」を出すことはしないことというガイドラインの定めは、これまで、最終結論（候補者）に向かって慎重・有意義な協議をされていた選定委員会の充実した運営を阻害するおそれがあり、また、選定委員の半数未満は市職員でもよいとするガイドラインの選定委員会構成の規定との矛盾が生じているので、選定委員会の位置付けに戻っての再検討が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>選定委員会の委員については、原則、外部委員のみで構成することが望ましく、市職員を入れる場合は必要最小限とすることと改め所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見4)</p> <p>選定委員会の運営において、非公開の決定が安易に過ぎる運営の傾向があると思われるので、ガイドラインの指定管理者選定委員会に関する要綱（例）の改訂も含めて、再検討が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>原則公開とするが、非公開とする場合の基準を明確にして所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見5)</p> <p>公の施設の指定管理者の選定方法は公募が原則であるから、安易に非公募を決めるべきでなく、積極的に公募を進めるべきである。</p> <p>また、ガイドラインが示している総合的勘案事項を含めて公募を行わないことが適当かを判断するために、公募・非公募の選択判断についても、選定委員会の検討対象事項（所掌事務）とすることを検討すべきである。さらに、公募に切替えることになった場合の十分な募集期間の確保のため、また、公募であっても多くの応募を期待できないときは、その対策の検討のため、このような場合には、選定委員会を早期に開催することも検討する必要がある。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>非公募により指定を行う場合は、総務企画局と財政局に協議をしたうえで、第三者（選定委員会や評価委員会など）の意見を聞き決定するよう、平成26年5月付でガイドラインの改正を行った。</p> <p>また、公募に切り替えることになった場合等に十分な募集期間を確保できるよう、選定委員会を早期に開催することも検討するよう所管課に通知を行った。</p>

<p>(意見 6)</p> <p>選定委員会においては、業務の範囲、管理の基準、選定基準を具体的に定めた募集要項素案の検討や、応募者提出の事業計画書等の検討及びヒヤリング実施の方法等も含めて検討をすることが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>募集要項や選定の基準・方法などについては、選定委員会による会議を経て定めるようにガイドラインに定めており、今後もガイドライン通りに対応するよう施設所管課に通知を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>2 指定管理者の募集について</p> <p>(意見 7)</p> <p>募集要項（仕様書、審査基準・配点表等）は、市が指定管理者に期待する事項が明確に理解されるよう作成・説明することが必要であり、また、応募者が優れた創意工夫を提案するように、従前の自主事業の内容も紹介することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>募集要項は、それぞれの施設の特徴に応じて、市が指定管理者に期待する事項が明確に理解されるよう作成・説明するよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p> <p>また、自主事業の内容紹介については、従前から、自主事業の内容が記載された事業報告書を、公募時に提示するか、常時閲覧できる状態にするようガイドラインに示しており、今後も、応募者が優れた創意工夫を提案できるように、ガイドライン通りに対応するよう施設所管課に通知を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(指摘 1)</p> <p>福岡市契約事務規則第 2 条を適用して、ガイドライン・募集要項に、指定管理者の資格要件として入札参加欠格者でないことを明記することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>福岡市契約事務規則第 2 条第 1 項及び第 2 項に該当しないことを応募資格として定めるよう、平成 26 年 5 月付でガイドラインの改正を行った。</p>
<p>(意見 9)</p> <p>非公募で外郭団体を指定管理者として指定している施設については、指定管理者を公募により選定することを積極的に進めること、また、当該施設の管理運営のために設立され、同管理業務のみを業務としている外郭団体が指定管理を行っている施設については、施設の効率的運営と外郭団体の在り方を区別・整理して、中・長期的視点からの見直しの検討をすることが必要である。</p>	<p>外郭団体が非公募による指定管理を行っている施設については、従来から、公募への移行を積極的に検討するように施設所管課に指導を行ってきたところであり、今後も引き続き、周知徹底を図っていく。</p> <p>また、福岡市の全ての外郭団体については、平成 24 年度に、外郭団体の存在意義や、指定管理業務を含む事業の必要性等について検証を行い、今後の改革の方向性を『第 3 次外郭団体改革実行計画』として取りまとめたところであり、平成 28 年度に</p>

<p>(行政マネジメント課)</p>	<p>かけて、この計画に基づく取り組みを進めていくこととしている。</p> <p>そこで、外郭団体が指定管理を行っている施設の所管課は、上記計画の取り組み状況を把握したうえで、必要に応じて、今後の指定管理業務のあり方等について、外郭団体と協議を行うよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見 10)</p> <p>高齢者や障がい者など特定の利用者の利用に限定されている施設、地域に密着した施設、施設の公共サービスの企画・運営と建物管理がともに必要な施設及び複数の公共サービスを提供する合築施設・複合施設等については、共同事業体による指定管理者応募をより積極的に進めるために、募集要項の工夫等の検討が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>施設の性質上、単独の団体では施設所管課が望む水準を満たすことが難しいと考えられる場合や、共同事業体とすることで、サービスの向上が期待できる場合などは、共同事業体に期待することを募集要項に明記するなど積極的に共同事業体での応募を促すよう、施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見 11)</p> <p>指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、公募開始の前年度に次年度公募予定の公の施設一覧表を市のホームページに掲載するなどの早期の広報の検討・実施が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>公募開始の前年度末までに指定期間が終了する施設の一覧表をホームページに掲載し、早期の広報を実施することとする。</p>
<p>(意見 12)</p> <p>ガイドラインで示されているリスク分担表(例)は、市と指定管理者のリスクの責任範囲・分担を却って不明確にするおそれがあるので、早急に、改訂することが必要であり、それまでの間は、協定書にリスク分担表を添付することを中止するべきである。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>指定管理者の責任範囲・分担をより明確にするため、リスク分担の内容を見直し、新たなリスク分担表(例)を示すこととする。</p> <p>なお、新たなリスク分担表(例)を示すまでの間は、現行のリスク分担表を元に対応することとする。</p>

<p>3 指定管理者の指定と業務 (意見 13)</p> <p>指定管理者が実施すべき業務の種類・内容・基準を明らかにするために、翌年度の事業計画書を所管課と協議・協働して作成し、これを翌年度の実施協定書に添付することを検討されたい。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>事業計画書の作成にあたっては、施設所管課と指定管理者が十分協議するよう施設所管課に求め、事業計画書は実施協定書に添付するよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインについては、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(指摘 2)</p> <p>指定管理者が加入すべき賠償補償保険については、指定管理者制度研修（基礎編）で、丁寧な説明・指導がなされていたと思われるが、それが徹底されていないため、指定管理者が加入している賠償補償保険が、市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険と重複している可能性が多々あると思われるので、これを見直し、指定管理者が加入すべき賠償補償保険の指導を行って、保険料を低額化することにより、市の無駄な支出をなくすこと、また、併せて、指定管理者が加入している賠償補償保険の支払限度額が、全国市長会市民総合賠償補償保険相当の補償が得られる保険であるかを、早急に、検証して、不適切な保険であれば適切な保険に切替えるよう指導することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>施設所管課は、施設の特性に応じたリスクや指定管理者に求めるリスク分担の範囲などに応じて、指定管理者に賠償補償保険に加入を求める必要があるか判断することとし、その基準を明確にして所管課に通知を行った。</p> <p>また、施設所管課に対しては、新たな基準に基づき、個別に賠償補償保険の加入が必要であるか再確認し、基準に応じた対応を行うように通知した。</p> <p>併せて、自主事業の実施に伴い加入している賠償補償保険の支払限度額が全国市長会市民総合賠償補償保険の基準を下回っている場合は、賠償補償保険の限度額を同等以上に見直すよう通知した。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見 15)</p> <p>福岡市指定管理者要綱第 4 条の指定期間を原則 5 年とする規定を 1 年から 5 年に改正して、指定管理業務の内容が施設建物の定型的な管理業務であり、単年度でも管理運営に支障がない施設の指定期間は、競争原理を強める意味から、指定期間を 1 年とすることや、指定管理を業務委託契約に切替えることを検討すべきである。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>現行の要綱及びガイドラインにおいて、指定期間は原則 5 年を超えない期間と定めており、単年度等での指定は可能である。</p> <p>なお、施設所管課において、単年度等での指定が妥当だと判断した場合は、単年度等での指定は可能である旨、改めて施設所管課に通知を行った。</p> <p>また、公の施設に指定管理者制度を導入するにあたっては、個々の施設ごとの設置目的等について吟味したうえで、指定管理者制度を利用することが、住民サービスの</p>

	<p>向上等に寄与する場合に導入することとしている。</p> <p>指定管理者制度導入後も、引き続き指定管理者制度として実施することが適切であるかについては、随時、検討しているところである。</p>
<p>(指摘3)</p> <p>ガイドラインの参考資料・基本協定書(例)第32条(指定の辞退等)は、直ちに、削除するとともに、各施設の基本協定を見直し、基本協定書(例)に倣った規定は、速やかに、削除・変更することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>指定管理者の指定は行政処分であることから、指定管理者側からの辞退はできないとの判断に基づき、辞退の規定は削除するよう、平成26年5月付でガイドラインの改正を行った。</p>
<p>4 指定管理者の業務の範囲 (意見17)</p> <p>ガイドラインでは自主事業の概念・位置付けが明確でないので、所管課によって自主事業の取扱いが区々になっており、自主事業が明記されていない協定書や指定管理業務とすべき事業を自主事業としている施設もあるので、ガイドラインを見直して自主事業の概念・位置付けを統一すること、また、指定管理業務と自主事業を区別して明記した事業計画書を指定管理者と所管課が協働して作成して、これを実施協定書に添付して、指定管理者の業務内容を明確にするための検討が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>指定管理業務と自主事業について、定義を明確にし、所管課に通知を行った。</p> <p>事業計画書の作成にあたっては、施設所管課と指定管理者が十分協議し、事業計画書は実施協定書に添付するよう所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見18)</p> <p>自主事業実施のための施設使用料や自主事業による過大な利益については、これを指定管理料の引下げに活用すること、また、自動販売機設置については、これを自主事業とする方向で統一することを検討すべきである。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>自主事業による過大な利益については、指定管理料の引下げ等に活用するようガイドラインに定めており、今後もガイドライン通りに対応するよう施設所管課に通知を行い、周知徹底を図った。</p> <p>自主事業実施に伴う施設使用料の減免については、施設所管課が減免を行うことがサービス向上につながるとともに、より活発な自主事業の提案が期待できると判断するときは、減免についても積極的に検討するよう施設所管課に通知を行った。</p>

	<p>自動販売機設置については、自主事業として実施することができる基準等を明確にし、施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに施設所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見 19)</p> <p>市においては、自主事業の実施内容及び収支等を把握して、これを指定管理業務・施設管理の効率性に活用することが必要であり、自主事業実施報告書及び収支報告書の提出とその内容検討は施設所管課が執行すべき事務・業務であるから、これを怠ることがあってはならない。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>自主事業実施後は、市に事業実施報告書を提出させるようにガイドラインに定めているところであり、今後もガイドライン通りに対応するよう施設所管課に通知を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、併せて、自主事業の実施報告を受けたときは、自主事業の内容や成果等を今後の指定管理業務に活用することができないか検討を行うよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>5 指定管理業務の監督・指導 (意見 20)</p> <p>市民局スポーツ振興課、公民館調整課、住宅都市局等で実施されている同種施設の指定管理者と合同の情報・意見の交換の機会の設定は有意義であるので、他の所管課においても、これを参考に同種・類似の施設の指定管理者と合同の情報・意見交換の機会を設定することを検討されたい。また、所管課の試み等の情報が他の所管課には伝わらず、全庁での情報共有がなされていないので、市においては、公の施設の所管課で情報を共有できる方策を検討することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>同種・類似の施設については、施設所管課と指定管理者が合同で意見・情報交換できる機会を積極的に設けることを検討するよう、施設所管課に通知を行った。</p> <p>また、施設所管課同士の情報共有を図るため、情報共有のシステムを構築するとともに、職員同士が意見交換できる機会を設けていくこととする。</p>
<p>(意見 21)</p> <p>選定委員会と評価委員会が、組織的、人的に、まったく別個の委員会として運用されることは、両委員会の情報が循環せず、無駄が生ずると思われるので、両</p>	<p>評価委員については、専門性や効率性などの観点から選定委員と同じ者を任命することが望ましいとして、平成 26 年 5 月付でガイドラインの改正を行った。</p>

<p>委員会が円滑に連携する仕組みを検討することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	
--	--

第3部 各論

第1章 市民局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市博多南地域交流センター (意見 22)</p> <p>地域交流センターの選定委員会の公開・非公開の決定に関しては、現在の運用の是非について再度検討が必要であるし、非公開とした場合には議事録に非公開とした議題と非公開にした理由を記載すべきである。</p> <p>(公民館調整課)</p>	<p>応募者からの提案に関する部分については、情報公開条例第7条の2項に基づき、非公開とし、その他の部分についても非公開とした部分及びその理由を明らかにし、議事録に記載する。</p>
<p>2 福岡市和白地域交流センター (意見 23)</p> <p>地域交流センターの選定委員会の公開・非公開の決定に関しては、現在の運用の是非について再度検討が必要であるし、非公開とした場合には議事録に非公開とした議題と非公開にした理由を記載すべきである。</p> <p>(公民館調整課)</p>	<p>応募者からの提案に関する部分については、情報公開条例第7条の2項に基づき、非公開とし、その他の部分についても非公開とした部分及びその理由を明らかにし、議事録に記載する。</p>
<p>3 福岡市西部地域交流センター (意見 24)</p> <p>地域交流センターの選定委員会の公開・非公開の決定に関しては、現在の運用の是非について再度検討が必要であるし、非公開とした場合には議事録に非公開とした議題と非公開にした理由を記載すべきである。</p> <p>(公民館調整課)</p>	<p>応募者からの提案に関する部分については、情報公開条例第7条の2項に基づき、非公開とし、その他の部分についても非公開とした部分及びその理由を明らかにし、議事録に記載する。</p>
<p>5 福岡市男女共同参画推進センター (意見 26)</p> <p>本施設において指定管理者が加入している賠償補償保険は、市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険と重複しているので、本市は、これを見直し、指定管理者が加入すべき賠償補償保険の指導を行って、保険料を低額化すること</p>	<p>平成26年度から基本協定書を改め、損害賠償保険加入義務の条項を削除するとともに、指定管理料を調整し、同保険料相当額を減額することとした。</p>

<p>により，市の無駄な支出をなくすことが必要である。</p> <p>(事業推進課)</p>	
<p>6 福岡市民体育館 (意見 27)</p> <p>選定委員会の会議を全て非公開とすべきではなく，原則として全て公開すべきである。仮に，非公開とするときは，各回の選定委員会において，かつ，その議題に即して，公開することによる「当該会議の適正な運用に著しい支障」の有無や内容に関して，支障の具体性，明白性，現在の危険性等について，慎重に検討すべきである。そして，非公開とした場合については，委員会の公正さを担保するためにも委員会の議論の経緯を可能な限り議事録に残すべきである。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>選定委員会において，応募者からの提案内容に関する審議を行う場合等については，各回の会議の冒頭において，かつ，その議題に即して，公開することによる「当該会議の適正な運用に著しい支障」の有無等をさらに慎重に検討いただき，情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報が含まれる等の場合は，同第 38 条ただし書きに基づき，当該部分を非公開とする。</p> <p>また，非公開とした理由及び議論の経緯については，議事録に記載する。</p>
<p>(意見 28)</p> <p>スポーツ振興課の自動販売機の実収入額が見込額を超過した場合に，福岡市に追加納付する場合の追加納付の性質については，これが曖昧であるから，早急にその性質を明確にし，納付の根拠規定を確定すべきである。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>指定管理者が自動販売機の設置に伴い市に納付する額の性質は，行政財産使用料条例第 3 条ただし書きに基づく使用料である。納付額は，自動販売機収入額の 1/2 相当額と定め，使用許可書に記載している。具体的には，公有財産規則に基づき積算した額を年度当初に納付させているほか，過去の実績に基づく見込額を指定管理料から控除しているが，自動販売機収入額が確定した後でなければ当該年度の最終的な使用料が確定しないことから，年度終了後に追加納付させているものである。</p> <p>なお，平成 26 年度から，自動販売機収入の見込額としての指定管理料控除額を協定書に記載している。</p>
<p>16 福岡市立今宿野外活動センター (意見 29)</p> <p>福岡市立今宿野外活動センターに関しては，引続き，その在り方について検討を重ねていく必要がある。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>福岡市立今宿野外活動センターの在り方については，本市の行財政改革プランにも掲げており，継続して検討していく。</p>

第 2 章 こども未来局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>1 福岡市立中央児童会館 (意見 30)</p> <p>非公募で指定管理者を選定する場合であっても、選定委員会を設置して、協議の機会を作るべきである。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	<p>中央児童会館については、平成 26 年 3 月 31 日をもって、指定管理期間が満了している。</p> <p>なお、平成 28 年度からの指定管理については、公募することとし、選定委員会を設置する。</p>
<p>(意見 31)</p> <p>指定管理料の精算に関しては、備品代、修繕費等の限定的範囲に止め、指定管理者に一定のリスクを負担させるとともに、「経費節減・収益性向上」へのインセンティブを与えるべきである。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	<p>中央児童会館については、平成 26 年 3 月 31 日をもって、指定管理期間が満了している。</p> <p>なお、指定管理料の精算については、平成 28 年度からの指定管理より、備品代、修繕費等の限定的範囲に止めることとしている。</p>
<p>2 福岡市立母子福祉センター (意見 32)</p> <p>募集要項、評価項目、仕様書の決定にあたっては審査委員会での評議の機会を設けるべきである。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>次回指定管理者選定の際には、「指定管理者の指定の手続きに関するガイドライン」に基づき、評議の機会を設けることとした。</p>
<p>(指摘 5)</p> <p>条例上、施設利用者が母子家庭等に限られたままとなっており、父子家庭の利用開始に対応する改正が行われていない。速やかに条例改正を実施すべきである。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>条例改正を行い、施設利用者に父子家庭を加えた。</p>
<p>(意見 34)</p> <p>本施設の名称を、母子、父子双方が利用しやすいものとなるように変更することを検討すべきである。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>条例改正を行い、名称を「ひとり親家庭支援センター」に変更した。</p>
<p>7 福岡市立小呂保育所 (意見 36)</p> <p>本施設は公益上の必要性は高いものの、小呂島の地理的環境等から、施設の維持・継続に不安が残る。本市においては、本施設の維持継続という観点から今後の管理運営方針について検討する必要がある。</p> <p>(保育課)</p>	<p>施設の維持継続にあたり、課題となる保育士の確保については、「年度末で退職を希望する場合、同年度の 8 月までに申し出ること」とし、新たな保育士を雇用するための期間を確保した。</p>

<p>(意見 37)</p> <p>指定管理料の精算について、福岡市からの追加支出も予定されているのであれば、当初からその旨を実施協定書等に記載すべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p>平成 26 年度実施協定において、追加支給の項目を記載した。</p>
--	---------------------------------------

第 3 章 保健福祉局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市立急患診療所 (意見 43)</p> <p>選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>また、会議を非公開とするのであれば、選定委員会においてその点の議論を行った上で、議事録においても非公開とした事実とその理由を明示すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明示することとする。</p>
<p>(指摘 6)</p> <p>市と指定管理者との間の責任範囲・分担を不明にし、混乱させる「リスク分担表」を、協定書に添付すべきではない。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>リスク分担の内容を見直すこととした。</p>
<p>(指摘 7)</p> <p>事業報告書においては、単に急患診療所における診療実績やその収支のみでなく、指定管理業務としてどのような業務を実施したのかを明確かつ網羅的に記載すべきである。また、自己評価の結果については、単に利用者からの意見箱に寄せられた意見を羅列するだけでなく、かかる意見箱の意見や指定管理業務遂行の結果を踏まえて、指定管理者としてこれをどのように分析・評価するかを記載すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>事業報告書については、次回より指定管理業務としてどのような業務を実施したのかを網羅的に記載し、また自己評価の結果を指定管理者としてどのように分析し、評価するかについても記載するよう医師会に依頼を行った。</p>
<p>2 福岡市立歯科急患診療所 (意見 51)</p> <p>選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>また、会議を非公開とするのであれば、選定委員会においてその点の議論を行っ</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明</p>

<p>た上で、議事録においても非公開とした事実とその理由を明示すべきである。 (地域医療課)</p>	<p>示することとする。</p>
<p>(指摘 8) 市と指定管理者との間の責任範囲・分担を不明にし、混乱させる「リスク分担表」を、協定書に添付すべきではない。 (地域医療課)</p>	<p>リスク分担の内容を見直すこととした。</p>
<p>(指摘 9) 事業報告書においては、単に歯科急患診療所における診療実績やその収支のみでなく、指定管理業務としてどのような業務を実施したのかを明確かつ網羅的に記載すべきである。また、自己評価の結果については、指定管理業務遂行の結果を踏まえて、指定管理者としてこれをどのように分析・評価するかを記載すべきである。 (地域医療課)</p>	<p>事業報告書については、次回より指定管理業務としてどのような業務を実施したのかを網羅的に記載し、また自己評価の結果を指定管理者としてどのように分析し、評価するかについても記載するよう歯科医師会に依頼を行った。</p>
<p>3 福岡市立島しょ診療所 (意見 55) 選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。 (地域医療課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明示することとする。</p>
<p>(指摘 10) 市と指定管理者との間の責任範囲・分担を不明にし、混乱させる「リスク分担表」を、協定書に添付すべきではない。 (地域医療課)</p>	<p>リスク分担の内容を見直すこととした。</p>
<p>4 福岡市健康づくりセンター（現：福岡市健康づくりサポートセンター） (指摘 11) 事業の実施及び事業報告においては、指定管理業務・指定管理外の委託業務・自主事業の区分を意識し、少なくとも収支に関しては明確に区分されなければならない。 (健康増進課)</p>	<p>平成 25 年度において指定管理業務・自主事業の区分を明確にし、収支についても区分した報告の提出を受けた。</p>
<p>(指摘 12)</p>	<p>指定管理者ガイドラインを再度確認し、</p>

<p>選定委員会については、選定の経過や議論等の内容を検証可能なものとするために、議事録を作成すべきである。</p> <p>(健康増進課)</p>	<p>次回選定委員会から議事録を作成することとした。</p>
<p>(意見 57)</p> <p>選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>また、会議を非公開とするのであれば、選定委員会においてその点の議論を行った上で、議事録においても非公開とした事実とその理由を明示すべきである。</p> <p>(健康増進課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明示することとする。</p>
<p>5 福岡市市民福祉プラザ</p> <p>(意見 58)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>次回公募時より、審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等については、原則会議を公開する。ただし、選定委員が情報公開条例第 38 条による非公開が妥当だと判断した場合は、非公開とする。</p>
<p>(意見 60)</p> <p>指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。担当課が挙げる「施設のボランティアニーズ、ボランティアグループ調査」、平成 24 年度の事業報告書に挙げられている「ふくふくプラザまつり」、「福祉映画鑑賞会」のいずれも、本来業務である「プラザ事業等に関する業務」の一つと整理すべきものとする。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>「ふくふくプラザまつり」、「福祉映画鑑賞会」については、指定管理業務として整理した。「施設のボランティアニーズ、ボランティアグループ調査」については、自主財源により企画され、実行されているものであるため、自主事業として整理をした。</p>
<p>(指摘 13)</p> <p>喫茶室に関する現状のスキームを前提にすれば、指定管理者の「自主事業」と整理すべきものである。喫茶室の運営状況や収支等に関しては、事業報告書にも全く記載が見られないが、協定書等に基づき、事業報告書等において十分な報告をさせるべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>平成 25 年度の喫茶室の運営については、事業報告書の提出を受けた。</p>
<p>(意見 61)</p> <p>指定管理者に施設賠償保険等の加入を</p>	<p>保険への加入については、基本協定書において、「全国市長会市民総合賠償補償保</p>

<p>求めるにあたっては、特に身体賠償に関しては、施設の特性等に鑑みて、十分な保険限度金額の保険への加入を求めるべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>「除」が適用されない範囲においては、同保険と同等以上の保険に加入するよう求めた。</p>
<p>(意見 62)</p> <p>市と指定管理者の双方の責めにより発生した事故に関して、指定管理者は賠償責任を負わないと解釈する余地が生じる条項については、修正すべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>該当の条項については、意見のような解釈が生じないように、但し書き以降を削除した変更協定書を締結した。</p>
<p>6 福岡市立老人福祉センター（東香園、長生園、舞鶴園、若久園、寿楽園、早寿園、福寿園）</p> <p>(指摘 15)</p> <p>選定委員が除外されたり、採点に加わらなかったりした場合には、議事録にその旨と理由を明記すべきである。</p> <p>なお、応募団体も公募前からある程度は予想できるであろうから、選定委員の選定にあっても利害関係の有無については予め十分注意すべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>平成 25 年度公募時は該当者なし。次回公募時以降、選定委員が除外されたり、採点に加わらなかったりした場合には、議事録にその旨と理由を明記する。</p> <p>選定委員の選定にあたっては、現在の指定管理者の役員でないことを確認しており、引き続き注意していく。</p>
<p>(意見 64)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明示することとする。</p>
<p>9 福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）</p> <p>(意見 70)</p> <p>ガイドラインで求められている事項はもちろんのこと、指定管理者として具体的にどのような事業を行いたいのか、また行ったか等を報告書等に記載するよう、指定管理者に対してきちんと指導すべきである。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p>	<p>平成 25 年度の事業報告書及び平成 26 年度の事業計画書から、指定管理者として具体的にどのような事業を行いたいのか、行ったか等を記載するよう指導を行い、前回の報告書等と比較して記載内容は改善されている。</p>
<p>17 福岡市立東障がい者フレンドホーム</p>	<p>募集要項、審査基準等について審議する</p>

<p>18 福岡市立博多障がい者フレンドホーム 19 福岡市立城南障がい者フレンドホーム (意見 74)</p> <p>審議対象が募集要項，応募団体を審査するための選定基準等であったとしても，選定委員会については，要綱の原則に従い，会議を公開すべきものとする。 (障がい者施設支援課)</p>	<p>第1回の選定委員会は，平成26年度の公募分から，会議を公開としている。</p>
<p>(意見 75)</p> <p>審議対象が募集要項，応募団体を審査するための選定基準等であったとしても，選定委員会については，要綱の原則に従い，会議を公開すべきものとする。 (障がい者施設支援課)</p>	<p>募集要項，審査基準等について審議する第1回の選定委員会は，平成26年度の公募分から，会議を公開としている。</p>
<p>(指摘 18)</p> <p>選定委員が除外されたり，採点に加わらなかったりした場合には，議事録にその旨と理由を明記すべきである。 なお，応募団体も公募前からある程度は予想できるであろうから，選定委員の選定にあっても利害関係の有無については予め十分注意すべきである。 (障がい者施設支援課)</p>	<p>平成25年度の議事録から，委員の出席，退席については明記している。 また，委員の利害関係については，平成26年度から応募が予想される団体の役員でないか事前に確認するなどの対応を行っている。</p>
<p>20 福岡市立点字図書館 (意見 77)</p> <p>審議対象が募集要項，応募団体を審査するための選定基準等であったとしても，選定委員会については，要綱の原則に従い，会議を公開すべきものとする。 (障がい者施設支援課)</p>	<p>募集要項，審査基準等について審議する第1回の選定委員会は，平成26年度の公募分から，会議を公開としている。</p>
<p>21 福岡市立つくし学園 22 福岡市立ふよう学園 (意見 78)</p> <p>審議対象が募集要項，応募団体を審査するための選定基準等であったとしても，選定委員会については，要綱の原則に従い，会議を公開すべきものとする。 (障がい者施設支援課)</p>	<p>募集要項，審査基準等について審議する第1回の選定委員会は，平成26年度の公募分から，会議を公開としている。</p>

第4章 環境局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>1 西部3Rステーション (意見 79)</p> <p>選定委員会は安易に非公開とするのではなく、非公開とする必要性を十分に検討すべきである。少なくとも、指定管理者選定スケジュールや指定管理者募集要項、選定基準等を議題とする部分については公開すべきである。</p> <p>(循環型社会計画課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(意見 80)</p> <p>一般には、「西部3Rステーション」という通称を広く使っているが、本施設について作成される書面や市のホームページ上では、「福岡市西部リサイクルプラザ」の名称のみが使用されている場合がほとんどである。かかる状況は、市民に混乱を生じさせかねない。</p> <p>少なくとも、本施設のホームページ上においては、当該名称が通称であり、正式名称が「福岡市西部リサイクルプラザ」であることを明記するよう、指定管理者に指導すべきであるし、市のホームページや協定書等作成にあたっては、正式名称と通称を併記するといった対応をすべきである。</p> <p>(循環型社会計画課)</p>	<p>「西部リサイクルプラザ」の愛称として、「西部3Rステーション」を広く使っているが、市民に混乱を生じさせないためにも今後は、正式名称と愛称を併記する若しくは、愛称である旨が分かるよう表示することとした。</p>

第5章 経済観光文化局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 はかた伝統工芸館 (意見 81)</p> <p>選定委員会のうち、公募要項、仕様書等についての審議は公開すべきである。</p> <p>(振興課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>2 福岡市産学連携交流センター (意見 82)</p> <p>公募要領や仕様書は、候補者の提案、プレゼンテーション等を評価する大前提となるものであるから、これらについても選定委員会の審査の対象とするべきである。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p>次回公募（平成27年度）は、公募要領や仕様書についても委員会の場で意見を聞くこととした。</p>

<p>(意見 83)</p> <p>本施設の選定審査委員会の議事を決する権限を有する会長には、市職員ではなく外部専門家を選任すべきである。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p>平成 25 年度に当該要綱を改正し、会長の権限内容を変更している。なお、非公募ではあるが、平成 25 年度に 2 号棟に関する指定管理者候補選定委員会を開催した際には、会長に外部専門家を選任した。</p>
<p>4 博多町家ふるさと館</p> <p>(意見 88)</p> <p>選定委員会に、非公開とすべき理由は見当たらないことから、公開で会議を実施すべきである。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(指摘 21)</p> <p>本施設の管理業務の一部であるみやげ処に関する業務について、事業報告書に、業務内容及び収支にかかる記載が全く見られない。指定管理業務については、協定書等に基づき、不備なく事業報告書にて十分な報告をさせるべきである。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>事業報告書に業務内容及び収支に記載を行うこととし、報告させるようにした。</p>
<p>(意見 91)</p> <p>自主事業についても、事業内容のみならず、収支を記載した報告書の提出を求めるべきである。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>収支を記載した報告書を提出させるようにした。</p>
<p>5 福岡市音楽・演劇練習場（祇園音楽・演劇練習場，大橋音楽・演劇練習場，千代音楽・演劇練習場）</p> <p>(意見 92)</p> <p>選定委員会を原則として非公開とする「福岡市経済観光文化局文化振興部所管の公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する要綱」の定めは、直ちに改正すべきである。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(意見 93)</p> <p>公募・非公募の方針についても、選定委員会で実質的な協議を経るべきである。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>公募・非公募の方針については、平成 25 年度に実施した選定委員会において、非公募施設についても、公募施設と同様に仕様書等を示して選定委員会に諮った。なお、次回の選定の際にも平成 26 年 5 月に改正されたガイドラインに基づき、選定委員会において意見を聴取し決定する。</p>

<p>6 福岡市民会館 (意見 94)</p> <p>選定委員会を原則として非公開とする「福岡市経済観光文化局文化振興部所管の公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する要綱」の定めは、直ちに改正すべきである。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(意見 95)</p> <p>今後、多額の剰余金が発生する状況が継続するようであれば、指定管理料の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>平成 26 年度より新たな指定管理期間となり、指定管理料の設計金額を見直して上限額を定め、公募を行った。</p>
<p>(指摘 22)</p> <p>指定管理業務の実施にあたり本施設を利用する場合には、指定管理者から行政財産使用料を徴収してはならない。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>行政財産使用料を徴収しないこととし、平成 26 年度より管理運営仕様書を一部変更した。</p>
<p>(意見 97)</p> <p>指定管理者の提案による業務とその他の指定管理業務にかかる収支を異なる取り扱いにするのであれば、収支も分けて報告させる必要がある。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>指定管理者の提案による業務の収支については、平成 25 年度より収支決算書において「自主事業費」として計上し報告させている。また指定管理者の提案による業務ごとに収支決算書を併せて提出させている。</p>
<p>7 博多座 (意見 98)</p> <p>選定委員会を原則として非公開とする「福岡市経済観光文化局文化振興部所管の公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する要綱」の定めは、直ちに改正すべきである。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(意見 99)</p> <p>指定管理料によって賄われる経費と、利用料金から賄われる経費の見直しが必要である。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>市民檜舞台の月に係る経費については、企画・運営業務に係る仕様書の記載と設計書の積算方法とに差があることから、次回の積算時から積算方法を改めることとした。</p>
<p>(意見 100)</p> <p>基本協定書（指定管理料により管理運営業務を執行）と運用（指定管理業務の大部分が利用料金で賄われている）に齟</p>	<p>博多座の指定管理における収入及び経費の考え方については、平成 26 年度からの博多座の管理に係る基本協定書において、「指定管理者は、市からの指定管理料</p>

<p>齟齬が生じているため、基本協定書を変更する必要がある。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>と観覧料金収入により管理運営業務の執行を行うものとする」と変更した。</p>
<p>(指摘 23)</p> <p>協定書で列挙されている報告事項について、報告書に記載されていない点がある。市への報告も指定管理業務に含まれるのであるから、指定管理者に対しては、報告書の作成について十分に指導すべきである。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>報告書の作成については指導を行い、「前月の利用者の意見、要望等及びその対応状況」について、「その対応状況」を平成 26 年 2 月より報告を受けることとした。また、「前月の公演の入場者数等」については、以前から報告を受けているが、毎月提出される報告書に記載するように変更した。</p>
<p>(指摘 24)</p> <p>事業報告書には、利用料金を持って賄われた業務につき、収支が全く記載されておらず、指定管理業務の多くの部分について収支が報告されていない状況となっている。報告事項を直ちに改め、指定管理業務については不足なく収支を報告させる必要がある。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>利用料金をもって賄われた業務にかかる収支の報告について、指定管理者と協議し、指定管理料の収支報告の際に興行収入及び興行原価を報告するように改めた。</p>

第 6 章 農林水産局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市油山市民の森 (意見 102)</p> <p>選定委員会は安易に非公開とするのではなく、公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるか否かについて、より慎重かつ具体的に検討すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>2 花畑園芸公園 (意見 103)</p> <p>現在、自主事業として行われている各種講座や実習等の一部は、実施協定書に定められた管理運営業務の細目からすると、指定管理業務に含まれると考えられる。</p> <p>自主事業と指定管理業務の振り分けを、再度検討し、整理すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>平成 26 年度業務における自主事業と指定管理業務との振り分けを指定管理者と協議のうえ整理することとした。</p>

<p>(意見 105)</p> <p>事業報告としてなされる収支報告については、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支とは分けて記載するよう、指定管理者に求めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>平成 26 年度分の事業報告より指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区別するよう指定管理者に求めることとした。</p>
<p>(意見 106)</p> <p>選定委員会は安易に非公開とするのではなく、公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるか否かについて、より慎重かつ具体的に検討すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>3 今津リフレッシュ農園 (意見 107)</p> <p>現在、自主事業として行われている各種教室やイベントは、実施協定書に定められた管理運営業務の細目からすると、指定管理業務に含まれると考えられる。</p> <p>したがって、これらの事業については、指定管理業務として整理すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>平成 26 年度業務における自主事業と指定管理業務との振り分けを指定管理者と協議のうえ整理することとした。</p>
<p>(意見 109)</p> <p>自主事業にかかる収支報告書を提出するよう、指定管理者に求めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>平成 25 年度に実施した自主事業については実施報告書（収支報告書）を提出させた。</p>
<p>(意見 110)</p> <p>選定委員会は安易に非公開とするのではなく、公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるか否かについて、より慎重かつ具体的に検討すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>4 立花寺緑地リフレッシュ農園 (意見 111)</p> <p>現在、自主事業として行われている各種講習やイベントは、実施協定書に定められた管理運営業務の細目からすると、指定管理業務に含まれると考えられる。</p> <p>したがって、これらの事業については、指定管理業務として整理すべきである。</p>	<p>平成 26 年度業務における自主事業と指定管理業務との振り分けを指定管理者と協議のうえ整理することとした。</p>

	(農業政策課)	
(意見 113)	事業報告としてなされる収支報告については、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支とは分けて記載するよう、指定管理者に求めるべきである。 (農業政策課)	平成 26 年度分の事業報告より指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区別するよう指定管理者に求めることとした。
(意見 114)	選定委員会は安易に非公開とするのではなく、公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるか否かについて、より慎重かつ具体的に検討すべきである。 (農業政策課)	選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。
5 油山牧場及び背振牧場 (意見 115)	現在の本来事業と自主事業の振り分けは、本施設の負っている公の目的に照らして疑問があるし、指定管理料が自主事業の運営に流用されている(かのような)状況が発生していて望ましくない。これら事業の内容について、見直しをすべきである。 (農業振興課)	事業内容の見直しについては、平成 25 年度内に指定管理者と協議を行い、指定管理料が自主事業の運営に流用されている(かのような)状況とならないよう、平成 26 年度事業より指定管理業務と自主事業の業務内容について見直しを行った。
6 福岡市海づり公園 (意見 116)	指定管理料算定にあたって使われる「管理運営に係る経費」及び「利用料金収入」は、相応の算定根拠に基づく、相当性のある数字でなくてはならない。担当課においては、その正確性、必要性、相当性について十分に把握、検討すべきである。 (漁港課)	指定管理料の算定については、指定管理者と協議を行い、平成 27 年度の実施協定より、「管理運営に係る経費」及び「利用料金収入」についての明確な算定根拠を提出させるとともに、その数字の正確性、必要性、相当性を検証していくこととした。

第 7 章 住宅都市局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 住宅都市局の公園に共通する事項 (意見 122)	再委託先については、毎年度提出を求めている実施計画書において委託先と金額を記載した「再委託先調書」の提出を求めているため、事業報告書での提出は不要と考える。しかしながら、修繕については再
修繕費を含む再委託についてはその内訳と委託先、委託料の金額も事業報告書において報告させることが望ましい。	

(みどり管理課)	委託に関する規定がなく、年度当初にその予定が計画できないことから、平成 26 年度の事業報告書から修繕も含めた再委託状況の資料提出を求めることとした。
2 福岡市雁の巣レクリエーションセンター (意見 124) 事業報告書の決算報告における消費税の計上の仕方はこれを改めるべきである。 (みどり管理課)	決算報告における消費税の計上については、平成 25 年度事業報告書において、各支出項目において消費税を計上した金額を記載するよう改めた。
8 楽水園 (意見 131) 事業報告書の決算報告における消費税の計上の仕方はこれを改めるべきである。 (みどり管理課)	決算報告における消費税の計上については、平成 25 年度事業報告書において、各支出項目において消費税を計上した金額を記載するよう改めた。
10 松風園 (意見 134) 事業報告書の決算報告における消費税の計上の仕方はこれを改めるべきである。 (みどり管理課)	決算報告における消費税の計上については、平成 25 年度事業報告書において、各支出項目において消費税を計上した金額を記載するよう改めた。
13 今津運動公園 (意見 138) 事業報告書の決算報告における消費税の計上の仕方はこれを改めるべきである。 (みどり管理課)	決算報告における消費税の計上については、平成 25 年度事業報告書において、各支出項目において消費税を計上した金額を記載するよう改めた。

第 8 章 道路下水道局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 福岡市営自転車駐車場 (意見 142) 選定委員会については、特段の具体的支障がない限り、会議を公開すべきものとする。また、会議を非公開とするのであれば、選定委員会においてその点の議論を行った上で、議事録においても非公開とした事実とその理由を明示すべきである。 (道路管理課)	選定委員会の公開、非公開については、平成 24 年度から、原則公開としている。なお、平成 24 年度は、要綱に基づき一部非公開としたが、議事録への記載が漏れていた。 平成 25 年度からは、非公開情報についての議論を行い、非公開とした事実とその理由を議事録に明示している。

<p>(指摘 25)</p> <p>平成 24 年度の事業報告書を確認したところ、天神地区自転車駐車場分について、2 万円未満の修繕項目が精算対象となる修繕費として計上・処理されていた。現状においては協定書等に従った処理が行われる必要がある。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>精算対象となる修繕費として計上・処理していた 2 万円未満の修繕項目については、払戻しの手続きを完了した。</p>
<p>2 福岡市営駐車場 (意見 145)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>公開、非公開の基準については、行政マネジメント課からの通知に従い、平成 26 年度の選定委員会を開催し、原則公開、選定基準の審査のみ非公開とした。</p>
<p>(指摘 26)</p> <p>修繕費について、精算の対象とするか、しないかの範囲を設定するのであれば、協定書等においてははっきりと明示した上で、その定めに従った運用を徹底すべきである。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>修繕費については、平成 25 年度から、実施協定に精算の対象を明示して、運用を行っている。</p>
<p>3 藤崎バス乗継ターミナル (意見 150)</p> <p>備品購入、修繕費等については、基本協定書等で明確に定めるべきである。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>修繕費については、平成 25 年度から、実施協定に精算の対象を明示している。また、備品購入については、基本協定書等で定めることとした。</p>
<p>(意見 151)</p> <p>選定委員会にあつては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>選定委員会の公開、非公開については、平成 24 年度から原則公開としている。</p>

第 9 章 港湾局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>3 博多港国際ターミナル (意見 152)</p> <p>指定管理者選定委員会は公開が原則である。非公開にする場合は、その必要性、非公開とする範囲について、検討がなされるべきであるし、非公開とした場合は、その理由について議事録上明らかとすべきである。</p>	<p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>

(港営課)

第12章 区役所所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市立中央市民センター 2 福岡市立東市民センター 3 福岡市立博多市民センター 4 福岡市立西市民センター 5 福岡市立南市民センター 6 福岡市立早良市民センター 7 福岡市立城南市民センター (意見 156)</p> <p>「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務」においては、指定管理者に主体的な業務を求めるよう、要領を改めるべきである。 (早良区生涯学習推進課、西区生涯学習推進課)</p>	<p>「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務」においては、指定管理者に主体的な業務を求めるように管理運営業務の要領を改めた。 (早良区生涯学習推進課)</p> <p>「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務」においては、指定管理者に主体的な業務を求めるように管理運営業務の要領を改めた。 (西区生涯学習推進課)</p>
<p>(意見 157)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的な理由につき明示すべきである。 (中央区生涯学習推進課)</p>	<p>今後議事録については、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的な理由を明示することとした。</p>
<p>(意見 158)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。 (中央区生涯学習推進課)</p>	<p>選定委員会にあっては、会議は原則公開とするが、情報公開条例第 38 条による非公開が妥当と判断される部分については非公開とする。</p>
<p>(意見 159)</p> <p>議事録については、後から委員会での議論の内容等が十分理解できるように、丁寧に作成すべきである。 (東区生涯学習推進課)</p>	<p>今後は、委員会の内容等が十分把握できるような、丁寧な議事録を作成することとした。</p>
<p>(意見 160)</p> <p>議事録においては、非公開の場合はその具体的な理由につき明示すべきである。 (東区生涯学習推進課)</p>	<p>議事録については、公開、非公開の別及び非公開の場合は、その具体的な理由を明示することとした。</p>
<p>(意見 161)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。 (東区生涯学習推進課)</p>	<p>選定委員会にあっては、会議は原則として公開とするが、情報公開条例 38 条により、非公開と判断される部分については、非公開とする。</p>
<p>(意見 162)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別</p>	<p>今後、議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的な理由</p>

及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。 (博多区生涯学習推進課)	につき明示することとした。
(意見 163) 傍聴者がいなくても、非公開にする場合には、傍聴者の有無に関係なく非公開の決定をすべきである。 (博多区生涯学習推進課)	今後、非公開にする場合には、傍聴者の有無に関係なく非公開の決定をすることとした。
(意見 164) 選定委員会にあつては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。 (博多区生涯学習推進課)	選定委員会にあつては、会議は原則公開とするが、情報公開条例第 38 条により、非公開に該当する部分については、非公開とする。
(意見 165) 議事録については、後から委員会での議論の内容等が十分理解できるように、丁寧に作成すべきである。 (西区生涯学習推進課)	今後は委員会での議論の内容等が十分理解できるよう、簡潔かつ丁寧な議事録の作成に努めることとした。
(意見 166) 議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。 (西区生涯学習推進課)	今後、議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的な理由を明示することとした。
(意見 167) 選定委員会にあつては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。 (西区生涯学習推進課)	選定委員会の会議は原則公開とするが、福岡市情報公開条例第 38 条により非公開が妥当と判断される部分については非公開とする。
(意見 168) 議事録については、後から委員会での議論の内容等が十分理解できるように、丁寧に作成すべきである。 (南区生涯学習推進課)	今後は、委員会での議論の内容等が十分理解できるように、丁寧な議事録を作成することとした。
(意見 169) 議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。 (南区生涯学習推進課)	今後、議事録においては、公開・非公開の別及びその具体的理由を明示することとした。
(意見 170) 選定委員会にあつては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。 (南区生涯学習推進課)	選定委員会にあつては、会議は原則公開とするが、福岡市情報公開条例 38 条により非公開が妥当と判断される場合は非公開とする。

<p>(意見 171)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。</p> <p>(早良区生涯学習推進課)</p>	<p>平成 26 年度以降開催の選定委員会の議事録については、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示することとした。</p>
<p>(意見 172)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(早良区生涯学習推進課)</p>	<p>選定委員会の会議は原則公開とするが、福岡市情報公開条例第 38 条により非公開が妥当と判断される部分については非公開とする。</p>
<p>(意見 173)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。</p> <p>(城南区生涯学習推進課)</p>	<p>今後の議事録については、公開・非公開の別及び非公開の場合は、その具体的な理由を明示することとした。</p>
<p>(意見 174)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(城南区生涯学習推進課)</p>	<p>選定委員会にあっては、原則公開とするが、情報公開条例第 38 条により、非公開が妥当だと判断される部分については非公開とする。</p>
<p>(意見 175)</p> <p>指定管理者に対して、より詳細な事業報告書を作成するよう、指導すべきである。</p> <p>(南区生涯学習推進課)</p>	<p>指定管理者に対して、より詳細な事業報告書を作成するよう指導した。</p>
<p>(意見 176)</p> <p>指定管理者に対して、より詳細な事業報告書を作成するよう、指導すべきである。</p> <p>(早良区生涯学習推進課)</p>	<p>指定管理者に対して、平成 25 年度分事業報告書から、より詳細な事業報告書を作成するよう指導した上で提出させた。</p>